

県有財産売却業務委託実施要領

第 1 趣旨

この要領は、県有財産の売却件数が増加し、売却業務が専門化していること等を踏まえ、県有財産の売却に係る競争性を向上させるとともに、業務の適正かつ効率的運営を確保することを目的として、県有財産売却業務を民間事業者への業務委託により実施する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

第 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務委託 県が、県有財産の売払い等に係る業務及びこれに伴う附帯業務を委託することをいう。
- (2) 委託財産 県が業務委託することを決定し、又は業務委託した財産をいう。
- (3) 委託業者 県が業務委託契約を締結した民間事業者をいう。

第 3 委託財産の範囲

1 委託財産は、県が売却することを決定した県有財産のうち、財産の位置、規模その他の内容を勘案して、次の区分により財務部長が必要と認めたものとする。

- (1) 職員公舎等 青森県公舎条例（昭和36年10月青森県条例第60号）に定める公舎を廃止したもの又はこれに準ずる規模のものであって、業務委託の実施が適当であるもの
- (2) 特定財産 (1) を上回る規模のもの又は県外に所在するものであって、相手方探索、売却手法などにおいて特に専門性を必要とするもの

2 財務部長は、業務委託後の事情により必要があると認めるときは、委託財産の一部を除外し、又は新たな委託財産を加えることができる。

第 4 委託方法

1 業務委託に当たっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条の規定に基づき免許を受けている者又はこれらの者で構成されるグループのうちから、次の区分により業務委託しようとする者を選定し、業務委託に係る契約を締結するものとする。

る。

- (1) 職員公舎等売却業務委託
- (2) 特定財産売却業務委託

2 業務委託しようとする者の選定は、不動産取引に関する実績、業務実施体制の確保等についての企画提案書の提出を求め、これを審査会により審査した上で行うものとし、県のホームページへの掲示により公募する。

第5 委託業務の内容

- 1 委託業務の内容は、委託財産の売却に係る業務及びこれに関連する業務のうち、財産の件数、位置、規模その他の内容を勘案して定めるものとする。
- 2 業務委託に当たっては、委託財産の売却業務を委託業者以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼しないものとし、かつ、県は自ら発見した相手方と委託財産の売買の契約は行わないものとする。

第6 委託料の算定及び支払時期

- 1 委託料の算定

委託料は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内において定める。

- 2 特別の依頼に係る費用

前項の規定にかかわらず、売却可能性調査等の特別の依頼に係る費用を要するものと認めるときは、当該依頼業務に対する委託料を別に定めるものとする。

- 3 支払時期

売買代金が完納され、かつ、登記に必要な書類等の調製を終了し、県が当該書類を審査確認した後、適法な請求書を受けた日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の依頼に係る費用については、当該依頼業務の完了について県が審査確認した後に請求することができる。

第7 業務報告等

- 1 定期報告及び実績報告

委託業者は、毎月定期的に、前月の委託財産の処理状況を適宜の様式により報告するものとする。また、委託期間終了後速やかに、委託財産の処理実績を適宜の様式によ

り報告するものとする。

2 資料提出又は調査

県は、委託業務の状況について、必要な資料の提出を求め、又は随時に調査することができる。

第8 その他

応募者の要件、応募手続、選定方法その他業務委託の実施に当たって必要な事項については、別に定めるものとする。